



マイナンバー 制度いよいよ始まる

衛生センター改修方法の検討のため調査委託料計上

主な議案と質疑

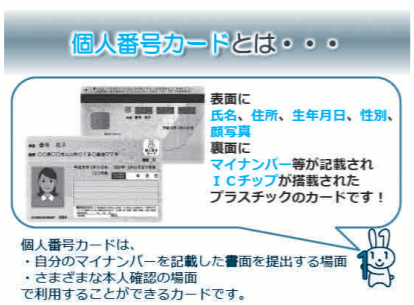
筑後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定について

(賛成17 原案可決)
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

(賛成17 原案可決)
この2条例(以下「マイナンバー制度導入に関する条例」と表記)については、国の社会保障・税番号制度の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるもの。

9月定例会では、議案20件(議長発議含む)が提案され、審議の結果、すべて可決しました。国のマイナンバー制度導入に関する条例制定では、制度導入に対する不安や、導入は拙速ではとの意見が出され、最終日の討論採決では反対討論も行われました。平成26年度一般会計、特別会計などの決算についての議案は、決算特別委員会(*)を設置し、集中審査の結果、すべての決算を原案のとおり認定しました。(決算特別委員会についてはP6～P7に掲載しています)

問 マイナンバーは10月から通知されるが、来年1月から交付される個人番号カードを申請する、しないは自由である。しかし今後、強制的に申請せざるを得なくなるのでは。
答 個人番号カードを作成することで、サービスの範囲は広がるが、必ず作らなければならないわけではない。
問 マイナンバーは10月から通知されるが、来年1月から交付される個人番号カードを申請する、しないは自由である。しかし今後、強制的に申請せざるを得なくなるのでは。
答 個人番号カードを作成することで、サービスの範囲は広がるが、必ず作らなければならないわけではない。



問 長期入院、DVの被害などで本人に通知が届かないと思われる場合、また市の行事、市民が集まる行事などへも出向き、周知を行っている。
問 市民にとって、このマイナンバー制度のメリットは。
答 市役所窓口等での手続きが簡単になり、提出する書類が減り、来庁する回数も減る。さらに様々な事務が正確にスピーディーに行われる。
問 10月から順次、マイナンバーが記載された通知カードが各世帯へ郵送されるが、配達先での混乱は予想されないか。
答 10月5日以降、各世帯へ簡易書留により配達される。様々な理由で本人へ届かない場合が想定されるが、事前に確認し準備している。実際の居住地と住民票の住所が違う場合は、居住地へ住所変更をするよう促している。

反対討論

マイナンバー制度導入に関する条例制定への反対討論
マイナンバー制度について政府は「国民の利便性を高め、行政事務を効率化し、公平公正な社会を実現する社会基盤である」と説明している。利便性を強調しても、年に数えるほどの手続きのうちの一部が省略されるに過ぎない。また、この制度は国民の要求から出発したものでもない。個人番号による、情報連携が予定されている個人情報膨大であり、それを行政と民間が共有することは、情報漏えいの危険性をより高めるものである。莫大な費用と手間をかけて、わざわざ住民のプライバシーを危険にさらすような制度には反対である。

平成27年10月から、国民の皆さま一人一人にマイナンバー(個人番号)が、通知されます。
・住民票を有する全ての方に1人1つの番号(12桁)が通知されます。
・市区町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送られます。住民票の住所と異なる場合は、ご注意ください。
マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。
・番号が間違い、不正に使われるおそれがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。
平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。
マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

総務省ホームページから
社会保障 (年金、労働、医療、福祉) 税 災害対策
・年金の資格取得や確認、給付、遺族年金の資格取得や確認、給付
・バロウへの申請
・国民年金の給付請求
・国民年金の滞り金、生活保護 等
・税務関係に提出する申告書、届出書、届出書に添付
・税務関係の申請書
・被災者生活再建支援金の支給
・被災者自らの作成書類